

令和7年度伊万里市ふるさと納税プロモーション業務委託仕様書

1 業務の名称

令和7年度伊万里市ふるさと納税プロモーション業務委託

2 業務の目的

本業務は、伊万里市へのふるさと納税の寄附募集において、本市の魅力をより広く発信し、本市のふるさと納税の認知の向上、魅力の向上を図るとともに、効率的かつ戦略的な広報・広告等の運用を遂行し、寄附を促進することを目的とする。

3 業務の内容

(1) ポータルサイトの魅力向上に関する業務

- ① ふるさと納税市場におけるトレンドや寄附の動向を分析し、分析結果及び対策について本市へ報告を行うこと。
- ② 市が指定するふるさと納税ポータルサイトにおける自治体ページ等のデザインを提案または助言すること。
なお、本市が当該提案に基づく施策等を実施する場合には、受託者は本業務の範囲内において協力すること。
- ③ 特集記事の作成やメールマガジンの配信など、各ポータルサイトの機能を活用して本市の認知度向上や返礼品の魅力発信に努め、訴求力向上を図ること。

(2) 広告に関する業務

ポータルサイトが提供する検索連動型広告や各種広告業務において、効果が最大になる必要な対応を行うこと。

なお、広告に要する費用は、本業務の委託料とは別に委託者が原則負担する。

(3) 定量的指標の設定

本仕様書「2 業務の目的」及び「3 業務の内容」(2)に掲げる事項を達成するための具体的なKPIを設定する。

(4) プロモーションの提案・実施

本市の認知度向上や寄附の拡大、本市への寄附におけるリピーターやファンの拡大に資する広報戦略を提案または助言すること。

なお、本市が当該提案に基づく施策等を実施する場合には、受託者は本業務の範囲内において協力することとし、費用が別途発生する場合、その負担については委託者受託者協議のうえ決定する。

(5) その他寄附額向上に資する業務

ふるさと納税の寄附拡大に関して、独自の施策等があれば提案し、委託者と協議のうえで実施すること。

4 実施報告書の提出

- (1) 受託者は、設定したKPIの達成状況や事業結果の検証を十分に行ったうえで、毎月

実施報告書を作成し、翌月 10 日までに委託者に提出する。

ただし、3 月分については、3 月 31 日までに提出するものとする。

- (2) 委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務の履行状況やその他必要な事項について報告を求め、検査することができる。

5 委託料の支払方法

- (1) 受託者は実施報告書提出後に、所定の手続きに従って委託料の支払いを委託者に請求し、委託者は請求を受けた日から 30 日以内に支払うものとする。

- (2) 委託料の支払いは月額払いとし、契約金額を支払い回数で除した額を毎月支払うものとする。

ただし、1 円未満の端数が生じたときは、1 回目の支払いで調整する。

6 業務上の注意事項

- (1) 受託者が業務の一部を再委託する場合は、委託者からの承諾を得ること。

- (2) 受託者は、本業務の実施に際し第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害することがないように必要な使用許可等を得ること。これらを怠った場合に生じる問題については、受託者が一切の責任を負う。

- (3) 受託者側の責めに帰する不備が発見された場合は、受託者が速やかに必要な措置を行うこととし、これに要する経費は受託者の負担とする。

7 成果物の権利

本業務により得られた成果物、資料、情報（個人情報を含む。）及び実施過程で作製された付属物等に係る著作権、所有権、使用権等一切の権利は、委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく成果物を複製、公表、貸与又は使用してはならない。

また、委託者は、成果物等の全てについて、必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有する。

8 情報セキュリティ

本業務で扱う情報に関して、適切な措置を講じ、セキュリティ管理を徹底すること。

9 損害賠償

本業務の実施にあたって発生した損害（第三者に与えた損害を含む）については、賠償の責任を負うこと。

ただし、その損害のうち第三者の責めに帰する事由により生じたものについては、この限りではない。

7 その他

その他本仕様に定めのない事項または業務上疑義が生じた場合は、委託者受託者協議のうえ決定する。